

## 米子市公の施設ネーミングライツ・スポンサー企業公募要領

### 1 公募の目的

米子市の公の施設の有効活用による新たな財源の確保並びに公の施設の広報宣伝及び利用の促進を図るため、公の施設のネーミングライツ・スポンサー企業を公募します。

### 2 公募主体 米子市

### 3 公募期間 平成27年12月1日(火)から平成28年2月1日(月)まで

### 4 対象とする公の施設

名 称	所 在 地	面 積
美術館・図書館エリア	米子市中町地内	約 8,500㎡

#### [備考]

- (1) 美術館・図書館エリアは、隣接する米子市美術館、米子市立図書館及び憩の道一帯を指します。
- (2) 上記の表に掲げる公の施設(以下「対象施設」といいます。)の位置図は、別添のとおりです。

### 5 公募概要

#### (1) 応募資格

次に掲げる業種又は性質の企業は、対象施設のネーミングライツ・スポンサー企業(以下「スポンサー企業」といいます。)に応募することはできません。

政治性若しくは宗教性のあるもの又は選挙関係のもの

風俗営業に関するもの

商品先物取引、消費者金融又は事業者金融に関するもの

公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの

#### (2) 命名対象

対象施設の愛称を命名することができます。

美術館・図書館エリアについては、特定の正式名称はありませんが、スポンサー企業は、契約期間中において、対象施設に愛称を付することができます。命名された愛称は、米子市告示、広報よなご、米子市ホームページ等により、広く市民に公表します。

なお、前項の表の備考第1号に掲げる対象施設内の個別施設(以下単に「個別施設」といいます。)の命名は、含みません。個別施設の呼称は、命名された愛称に一般的な施設名称又は正式な施設名称を付記したものとなります。

[例： 文化広場米子市立図書館・ カルチャーパーク米子市美術館]

#### (3) 命名条件

対象施設にふさわしく、設置目的(文化教養施設エリア)をイメージすることができる愛称としてください。

応募された愛称によっては、選定の段階で、応募者と直接に協議又は調整をすることがあります。

契約期間中における愛称の変更は、できません。

#### (4) 命名料金

命名に係る料金は、次のとおり（1年未満の期間については月割、1か月未満の期間については1か月に切上げ）とします。ただし、これはあくまでも市の希望額ですので、絶対的な応募の条件とするものではありません。

名 称	希望する命名料金（消費税及び地方消費税別途）
美術館・図書館エリア	年額200万円以上

命名料金は、年度分を一括して、契約期間における当該年度の最初の月の末日までに支払うものとします。なお、命名料金については、その全額を米子市立図書館の図書購入費に充てます。

#### （5）契約期間

平成28年4月1日以降の日でスポンサー企業が希望する日から平成31年3月31日まで

なお、契約期間満了に際し、スポンサー企業が市の定める条件で次期への更新を希望し、市の定める期限までにその旨を申し出た場合は、次期スポンサー企業の選定における優先交渉権を付与します。

#### （6）愛称の表示可能箇所

敷地内サイン（その位置や規模、設置時期等は、市及び対象施設の指定管理者と協議の上で決定します。）

スポンサー企業が希望する場合は、対象施設のパンフレット（新規作成も可とし、その内容については、市及び対象施設の指定管理者と協議の上で決定します。）

市又は指定管理者が作成する個別施設のパンフレット及び使用申請・許可関係書類（現使用分の在庫がある場合は、スタンプ印等での表示となることもあります。）

市及び指定管理者のホームページ（契約期間当初から表示します。）

道路標識（道路管理者の権限で設置され、又は変更されます。ただし、スポンサー企業が希望しても、道路標識が設置され、又は変更されないこともあります。）

#### （7）費用負担

スポンサー企業の負担 敷地内サインの設置費用（市長の認める範囲内で、市の土地・建物の占用料は、無料）、道路標識の設置・変更費用、契約期間満了後の原状復旧に係る費用、対象施設のパンフレットの新規作成費用その他下記 の米子市の負担する費用以外の費用

米子市の負担 前号 及び に係る費用

#### （8）スポンサー特典

契約期間中の各年度2回まで、憩の道一帯（屋内施設を除く。）を無償でイベント等に専用使用することができます。ただし、一般の利用者を排除することはできません。

### 6 申込み・選定手続

#### （1）申込方法

別紙「米子市公の施設ネーミングライツ申込書」に必要事項を記入の上、米子市教育委員会事務局生涯学習課（下記8）に提出してください。

#### （2）申込期間

平成27年12月1日(火)から平成28年2月1日(月)まで  
なお、申込期間内であれば、申込内容の変更、任意に申込書に添付することができる書類の追加又は申込みの取下げをすることができます。

(3) 選定方法

応募された愛称・命名料金、対象施設の利用促進計画その他の要件を総合的に判断し、交渉優先順位を付した上で、スポンサー企業の候補者を選定します。

(4) 選定結果の通知・公表

選定結果は、スポンサー企業を決定した後、全ての応募者に文書で通知するとともに、広く公表します。

(5) 募内容等の公開

申込期間内においては、応募者の名称、応募された愛称・命名料金その他の応募内容については、一切公表しません。

なお、選定結果の通知後には、応募内容、選定経過等に関する情報は、米子市情報公開条例(平成17年米子市条例第22号)に基づく、公開の対象となります。

7 その他

(1) この公募要領に定めのない事項について問合せがあった場合は、その内容及び回答を、米子市ホームページ等により公表します。

(2) 個別施設の過去3年間における利用状況及び個別施設において過去3年間に開催された主な行事については、米子市教育委員会事務局生涯学習課(下記8)にお問い合わせください。

8 問合せ(申込み)先

〒683-8686 米子市東町161番地2 米子市教育委員会事務局生涯学習課  
電話(0859)23-5442 FAX(0859)23-5414  
E-mail shogaku@city.yonago.lg.jp